

○泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所管理規程

平成19年3月30日

泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第3号

泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所管理規程(昭和42年5月1日)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所(以下、「第二事業所」という。)の管理に必用な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 泉佐野市及び田尻町の環境衛生の向上を図るため、じん芥処理施設(以下「施設」という。)を設置する。

2 前項の施設の位置及び名称は次のとおりとする。

位置 田尻町嘉祥寺290番地1

名称 泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所

(搬入の許可)

第3条 第二事業所において、じん芥を処理しようとする事業者は、関係市町長に申請のうえ許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可を受けた事業者(以下、「許可業者」という。)について、関係市町から通知があったときは、速やかに施設への搬入を許可するものとする

3 構成市町の住民(前項の許可業者を除く法人を含む。以下、「住民等」という。)のうち、第二事業所において、じん芥を処理しようとする者は、事前に関係市町に申請の上、「泉佐野市長又は田尻町長の定める証明書」の交付を受けなければならない。

(搬入条件)

第4条 管理者は、第二事業所を使用する者に対し、運搬車の構造及び構内道路その他管理上必要な条件を付すことができる。

第5条 投入できるじん芥の量は、施設の処理能力の範囲内とし、施設を使用する者はこれを超える量を搬入してはならない。

第6条 施設に搬入できる日及び時間は次のとおりとする。

(1) 使用日 許可業者にあつては月曜日から土曜日とし、住民等にあつては月曜日、水曜日、木曜日及び土曜日とする。(日曜日及び12月31日から1月3日までの日を除く。但し、許可業者にあつては協議の上、日曜日でも搬入できるものとする。)

(2) 使用時間 許可業者にあつては午前6時から午後4時までとし、住民等にあつては午後1時から午後4時までとする。(但し、許可業者にあつては日曜日は午前6時から正午までとする。)

第7条 じん芥以外の汚物、また、施設において処理できないと判断された廃棄物の搬入は、これをしてはならない。

第8条 第4条から前条に定めるもののほか、第二事業所の指示する事項を遵守し、また必要に応じた協力を行うものとする。

(違反処分)

第9条 搬入した者が次の各号の一に該当するとき、管理者は、搬入の許可を取消し、施設に損害

を及ぼしたときは、これを賠償させることができる。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)又は関係市町の条例に違反したとき。

(2) 本規程若しくは第二事業所の指示に従わなかったとき。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の公布の日の前日までになされた施設の使用許可は、改正後の本規定に基づき許可を受けたものとみなす。

附 則(平成 21 年 6 月 15 日泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第 1 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。